

公園と道路の効用を兼ねる施設の管理の方法について

平成31年 2月 1日

四日市市長 森 智広

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項及び第12条の6の規定に基づき、公園と道路の効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について以下のとおり定める。

1. 兼用工作物の範囲

対象とする兼用工作物は、笹川東公園及び笹川西公園と市道笹川環状1号線とが相互に効用を兼ねる部分とし、その範囲は、別図のとおりとする。

2. 兼用工作物の管理者

都市公園管理者 四日市市長

道路管理者 四日市市長

3. 管理の内容

(1) 都市公園管理者

ア 道路部分施設（路面（路盤までの部分を含む。）その他の専ら道路管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）以外の部分の改築、維持又は修繕

イ 専ら道路部分施設以外の部分に係る災害復旧

(2) 道路管理者

ア 道路部分施設の新設、改築、維持又は修繕

イ 専ら道路部分施設に係る災害復旧

4. 管理の期間

平成31年2月1日から都市公園及び道路の存続する日まで